

滋賀県森林CO2吸収量認証制度 申請要領

平成 23 年 4 月 1 日 滋森政第 228 号

滋森保第 246 号

地球温暖化防止や生物多様性の保全など、環境問題への関心の高まりを背景に、社会貢献活動の一環として、植林や間伐などの森林保全活動に取り組む企業や、ボランティア団体などが徐々に増えています。滋賀県では、こうした活動の環境への貢献度を数値化し、より多くの企業や団体などが森林づくり活動に参画できるよう、森林の二酸化炭素吸収量を評価・認証するものです。

1 認証申請者

滋賀県内で森林づくりを行う企業、団体および森林所有者、その他知事が適当と認めた団体・個人とします。

2 認証の対象となる森林

(1) 対象とする森林

(ア) 滋賀県内に存する森林法(昭和26年法律第249号)第5条の規程による森林(竹林を除く)

(イ) 前号の森林のほか、植栽により前号の森林になることが見込まれる土地

3 認証の対象とする森林整備活動

平成 20 年 4 月 1 日以降に企業等が実施または支援した森林整備であって、森林整備の基準(別表)に適合し、かつ 1 施行地の面積が 0.1ha 以上のものとします。

4 申請方法

申請書類

- ・ 「森林 CO2 吸収量認証申請書」・・・様式第 1 号
- ・ 「同意書」・・・様式第 2 号
- ・ 「森林 CO2 吸収量認証制度現地調査票」・・・別記 1 (現地調査マニュアル第 3 関係)
- ・ 森林整備実施状況等の写真
- ・ 現地図面 (1/25000、1/5000)

申請書類作成に係る経費については自己負担となります。

1 施行地につき、最大 5 年間連続して、単年度ごとに申請が可能です。

提出先 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課森林交流推進担当

TEL 077-528-3918

FAX 077-528-4886

E-mail dj00@pref.shiga.lg.jp

郵送の場合は、「森林CO₂現地調査報告書在中」と朱書きして下さい。

5 評価内容

知事は、当該年度に申請のあった案件について、審査し、森林整備実施年度の翌年度以降の二酸化炭素吸収量（t - CO₂）を以下のとおり算定します。ただし、申請年度の前年度にいずれかの施行地で森林整備を実施している必要があります。

1) 初回の申請につき

京都議定書の第一約束期間の初年度である平成20年4月1日以降に実施した森林整備のうち、申請年度の5年前までの森林整備について、単年度ごとに一括申請することができます。

2) 2回目以降

整備実施年度の翌年度（1年間）

6 審査

算定したCO₂吸収量および認証の可否について、知事が吸収量の算定および審査を行います。

7 認証

- ・知事が審査結果を踏まえ認証を行います。
- ・知事は、整備内容やCO₂吸収量等を記載した認証書を交付するとともに、認証状況を県のウェブサイトに掲載します。
- ・認証書の発行手数料は無料です。
- ・算定されたCO₂吸収量は、森林整備を行った林分の成長量を数値化したものです。

8 広告・宣伝等への利用

認証を受けた企業等は、認証書を社会貢献活動の証として、広く広報活動に用いることができます。

ただし、認証書を第三者に販売、または譲渡することはできません。

様式第 1 号

滋賀県森林 CO2 吸収量認証申請書

年 月 日

滋賀県知事 へ

申請者住所

氏名

印

このことについて、滋賀県森林 CO2 吸収量認証制度実施要領第 3 条の規定に基づき、滋賀県森林 CO2 吸収量認証申請書を提出します。

記

1 認証申請する森林

森林の場所： 市 町 字 1234 番地ほか

所在地 (字、番地)	樹種	面積(ha)	施業種	土地所有者名	備考 (実施年度)

市町が複数になる場合は、表を追加すること。

樹種は、スギ、ヒノキ、広葉樹のいずれかを記載すること。

面積は、実測面積を記載すること。

施業種は、植栽、下刈り、間伐、枝打ち等を記載すること。(同一年度に異なる施業種を同時に実施した場合は、どちらか片方を記載すること。)

2 添付書類

同意書、滋賀県森林 CO2 吸収量認証制度現地調査票

3 参考資料

森林整備実施状況等の写真、現地図面、造林補助事業申請書類、琵琶湖森林づくりパートナー協定書写し等

様式第2号

年 月 日

実施団体

様

森林所有者名

印

同 意 書

貴団体が 年度に実施する森林整備活動に対し、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地